

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	1-29
許認可等の種類	産業廃棄物最終処分場の廃止の確認			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項で準用する第9条第5項			
許認可等の概要	産業廃棄物最終処分場を廃止する場合の技術上の基準に係る確認			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定で言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)法律第15条の2の6第3項において準用する第9条第5項 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の11の2 ・ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第2条及び第3条 			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	42日			
期間の制定根拠	H13.10.1伺定			